

平成 28 年度事業報告

< 事業概要 >

『災害時における住宅相談の実施に関する協定』を長野県と締結しました。

災害時に被災された方々のお住まいに関する相談を円滑に実施するため『災害時における住宅相談の実施に関する協定』を長野県知事と(一社)長野県建築士事務所協会を代表とする建築関係 5 団体とで平成 29 年 3 月 29 日に締結しました。

1. 総務委員会

(1) 会員増強と基盤整備

県内の建築業界をとりまく経済状況は依然厳しい状態が続いています。

今年度も正会員 3 事務所の入会がありましたが、17 事務所の退会があり、期末の正会員数 422 事務所と減少結果となりました。引続き会員増強に向けた活動をより積極的に取組む必要があります。

また賛助会員数は入会 1 社で、退会は無く 16 社となりました。

詳細は「別表 1」のとおりです。

(2) 事務所登録等の事務

平成 21 年 4 月 1 日より、「長野県指定事務所登録機関」として事務所登録等事務を開始し、今年度は、新規登録 73 件、更新登録 438 件、変更届 390 件、抹消・廃業届 134 件、登録証明書発行 267 件の処理及び 23 件の閲覧を行いました。詳細は「別表 2」の通りです。

2. 資質向上委員会

(1) 管理建築士講習の開催

管理建築士の要件強化として、建築士事務所の管理建築士になるためには 3 年間の所定の業務経験を積んだ後、管理建築士講習（法定講習）の課程を修了することとされています。この講習について今年度も、DVD 講習を塩尻市で 1 回開催し、受講者数は 25 名でした。

(2) 建築士定期講習の開催

建築士事務所に所属する建築士に対し、3 年ごとの受講が義務づけられている定期講習（法定講習）について、今年度は第 2 四半期（7～9 月）に松本・長野・諏訪・上田の 4 会場で、第 3 四半期（10 月～12 月）に長野で、第 4 四半期（1 月

～3月)に松本で開催し、合計6回の開催で、受講者数は394名でした。

(3) 開設者・管理建築士のための「建築士事務所の管理研修会」の開催

建築士法第27条の2第7項による『開設者・管理建築士のための「建築士事務所の管理研修会」』を知事指定の認可を頂いて開催致しました。

本研修会は、5年ごとの事務所登録の更新の機会に合わせて受講することで、管理建築士として要求される建築士事務所の管理に関する事項及び社会情勢の変化に伴って求められる最新知識を学習して頂く内容となって居り、開設者についてもマネージメント・コンプライアンス等、企業経営に必要な知識習得の場となって居ります。長野県よりの情報、県内の苦情解決業務の事例等、地域色も盛込みました。

今年度も塩尻・長野の2会場で開催し、受講対象事務所580事務所に対し、受講者148名で約25%の受講率でした。

(4) 『改正建築物省エネ法への対応』講習会

会員の皆様の資質向上に向けたセミナーを開催致しました。

今年度は、改正建築物省エネ法への対応として、建築の観点からは会員事務所である斎藤治氏より「省エネ住宅の第一ステップ」というテーマで改正された建築物省エネ法に建築士事務所としてどのように対応していくかを、設備の観点からは賛助会員である石油連盟のご支援の基、「建築物省エネ法への対応法」というテーマで一次エネルギー消費に関するご講義頂きました。今後の業務に活かして頂ける大変有意義なセミナーとなりました。

開催日：平成28年11月18日 (塩尻市) 参加者：32名

(5) 「適合証明技術者業務講習会」の開催

適合証明技術者業務は、独立行政法人住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)に登録した建築士事務所に所属する建築士が、中古住宅の購入及びリフォームする際に、融資申込者等の依頼に基づいて、自らが物件検査(書類審査及び現地調査)を行い、基準に適合する物件・工事であるか適合証明・調査判定業務を行うものです。

28年度は新規・更新登録の受付の年となり、技術者登録、及びこれらの業務を円滑に行うことを目的として長野・塩尻の2会場で講習会を開催致しました。

受講者数105名で、うち会員の受講者は50名でした。

(6) 「既存住宅現況調査技術者講習会」の開催

この講習会は平成25年、国土交通省により「既存住宅インスペクション・ガイドライン」に準拠した内容として、既存住宅現況検査の適正な実施、検査の内容・手順、サービス提供時の留意事項、関係法令に関する知識等を身に付けていただくための講習で、DVDによる映像講義に加え、修了考査を行い、合格者は既存住宅現況検査技術者として一般社団法人住宅瑕疵担保責任保険協会に登録され、登録証(カード)が発行されます。「適合証明技術者業務講習」と同日・同会場で実施する

ことで受講者に有益な講習会となりました。

受講者数は長野・塩尻の2会場で64名、うち会員の受講者は33名でした。

(7) 担い手育成のための建築見学会の開催

社会貢献委員会の建築見学会に建築系の学生を招待しました。

「山の子保育園」の建築見学会に県内の工業高校建築科2高の学生と教員併せて30名に参加頂き、見学後に会員との交流を行いました。

3. 設計環境改善委員会

(1) 要望・陳情運動

今年度は次の3項目について要望・陳情運動を行いました。

①建築物の設計・工事監理業務の発注に際しては、建築士法の規定に基づく業務報酬基準の大臣告示が見直されたことに伴い、新しい基準「告示第15号」に準拠した契約が行われるよう要望・陳情致します。

②建築物の設計・工事監理業務等を入札により発注する場合には、「最低制限価格」の設定をお願い致します。また、最低制限価格の設定につきましては、発注予定額の90%以上に設定して頂きますよう併せて要望・陳情致します。

③特定建築物及び公共建築物の耐震診断・耐震改修について貴自治体でも早期に推進して頂く事を要望します。また、耐震診断業務の発注に際しては、建築士法の規定に基づき国土交通大臣が定めた業務報酬基準（告示第670号）に準拠した契約が行われるよう強く要望・陳情致します。

今年度は県内60市町村に対して実施致しましたが、今後も未実施の市町村に対して継続的に運動を行っていく予定としております。

(2) 長野県まちづくり政策研究会の開催

役員改選後の初会議として、第15回長野県まちづくり政策研究会が11月28日開催されました。主な議題として、登録業務に関する変更届の取扱いについて、「建築士事務所の管理研修会」の受講の義務化について等、業界を取り巻く問題を交えて意見交換が行われました。

(3) 「地域を支える調査・設計業」検討会議への参加

本検討会議は平成20年5月8日に設置、長野県当局と設計コンサル業界が定期的に意見交換する会議です。会議は公開で行われ、当協会は平成21年7月の第7回全体会議より参加しております。

今年度は「委託業界の次世代を担う技術者と長野県との懇談会」が1月31日開催。長野県と県内の調査設計業団体との『災害時における災害緊急調査に関する協定書』調印式が3月27日行われました。他に5協会会長会議・入札制度に関する

勉強会及び危機管理分科会等が開催されました。

(4) 「実務者のための設計・監理契約書講習会」の開催

建築士法の一部を改正する法律（平成27年6月25日施行）に対応するため、四会連合協定建築設計・監理等業務委託契約約款調査研究会では、四会連合協定建築設計・監理等業務委託契約書類（以下、一般向け契約書類という）を改正するとともに、新たに小規模向けの契約書類を作成し、平成27年3月に発行しました。また四会契約約款の解説書を、今回の契約書類の大幅な改正に合わせて改正し、一般向けと小規模向けのそれぞれを平成28年9月に発行しました。

この新しい解説書をテキストとして、契約の重要性、約款の内容などを学習することを目的としたDVDによる講習会を開催致しました。

開催日：平成29年2月16日（塩尻市） 受講者：35名

4. 社会貢献委員会

(1) 支部公益事業の実施

地域活動への積極的な参画により、会員事務所が社会に認知されることを目的に、各支部の事業として継続的に行っています。

全支部住宅に関する無料相談所を常設する他、ホームページ上に相談コーナーを開設、地区のイベント開催に参加し、住宅無料相談会を開催致しました。耐震診断・耐震補強また補助金制度についての関心が高く、相談が多く寄せられたようです。また今年度も、行政との連携で「まちづくり研究会」を設立する支部、地元市町村との共催で、住まい・建築物の「耐震化」個別相談会を開催する支部、市町村の住宅相談窓口で役員が交代で協力する支部等、其々の支部が市民との交流を深め公益性の高い事業を行いました。

各支部の事業の詳細は「別表3」のとおりです。

(2) 建築相談調査業務

今年度の「建築相談調査業務」については、電話による相談受付は139件で、そのうち現地調査依頼があり相談者に報告書を提出したものは2件でした。

(3) 苦情の解決業務

改正建築士法により、平成21年1月7日より法定団体として当協会は建築主その他の関係者から建築士事務所の業務に関する苦情について解決する業務「苦情の解決業務（建築士法第二十七条の五）」を行っておりますが、今年度の苦情相談はありませんでした。

(4) 「建築相談調査者講習会」の開催

各支部より推薦された建築相談調査者名簿に登録されている相談調査者が有効期限を迎えたことにより、更新及び新規登録の講習会を開催しました。相談員全員が同一の知見で相談業務に対応して頂けることを目的に、永井弁護士（永井法律事務所）に建築紛争の実態を解説してもらいながら法律の解釈を学ぶ他、実際の建築相談事例から相談員としてどう取り組むべきかを学び、今後の相談業務に参考になりました。

開催日：平成28年12月16日 参加会員：116名

(5) 建築見学会「山の子保育園」

平成28年度建築作品賞の最優秀賞、日事連建築賞の優秀賞を受賞した「山の子保育園」の見学会を開催しました。当日は3班に分かれて見学し、それぞれ設計に携わった三事務所よりご引率頂き見学しました。また、今年度も将来建築を目指す学生さん等にもご参加頂き、意見交換を行う等大変有意義な見学会となりました。

開催日：平成29年2月18日 参加者：115名

5. 情報委員会

(1) 平成28年度建築士事務所キャンペーン「信頼のあかし 建築士事務所協会」

法定団体としての建築士事務所協会の役割及び会員である建築士事務所の業務の周知を中心に国民へ広報するとともに建築士事務所の業務である耐震診断の重要性及び必要に応じた耐震補強についての周知など、幅広い情報提供を目的に全国共通のテーマのもとに実施するもので、合わせて未加入事務所への会員増強に向けた活動です。今年度は東信ブロックの担当で、上田市中央公民館にて上小支部が中心となり開催致しました。会員事務所の作品パネル・町づくりパネル・耐震金物等の展示、及び、耐震診断・耐震補強・省エネ等の周知等を行いました。また地域住宅リフォーム推進事業に併せて、「消費者向けリフォームセミナーの開催及びリフォーム相談会、チラシの配布も行いました。上小地方事務所建築課よりの共催依頼を受け、「耐震診断・耐震改修に関する講演会」も開催しました。盛り沢山の内容で多くの方にご来場頂き大変好評でした。

日事連からキャンペーン助成金として10万円が交付されました。

詳細は<別掲1>のとおりです。

開催日：平成28年10月30日

総延来場人数：60人 相談数：15人

(2) 第18回建築作品表彰実施

平成28年1月～3月までの間建築作品の募集を行った結果、7点の作品応募がありました。この作品は、建築作品表彰規定に基づき、3名で構成される建築作品

選考委員会により作品選考が行われました。

応募作品は住宅2件（1件はギャラリー喫茶併用住宅）文書館1件、保育施設4件と待機児童など社会的問題をかかえる保育施設が応募数の過半を占めました。

慎重審議頂き、最優秀賞1点・優秀賞2点が選考され、受賞者には表彰状とパネル制作費が贈られました。最優秀賞は、長野県の代表作品として日事連建築賞の小規模建築部門に出展し、全国大会にて優秀賞を受賞致しました。

（3）機関誌の発刊

会報「しなの」の発行 163号～165号 各800部

会員、関係諸機関に配布

6. 耐震診断委員会

（1）耐震診断判定特別委員会の開催

当会の耐震診断判定特別委員会は、耐震診断内容聴取に係わる診断内容の確認機関として、県内で唯一文部科学省より認知されています。

主に小中学校等の公共施設の判定を中心に推進して参りましたが、今年度は部室棟・更衣室棟等の小規模物件の判定が多くありました。

平成28年度判定会の開催は8回、32棟の判定を行いました。

今後もこの事業を通じて、社会に貢献する建築士事務所の役割として力を入れて取り組んでまいります。

（2）耐震診断判定特別委員会事前審査会の開催

各耐震診断員事務所等より提出された報告書が、耐震診断判定特別委員会に提出されますが、その判定業務がスムーズに行えるよう、資料の補完等を事前にチェックする機関であり、現在14名で構成されています。

事前審査委員は、当日の判定会に出席し、技術研鑽、資質向上に努めています。

（3）木造住宅耐震診断事業

近い将来に発生すると考えられている地震から、県民の生命、財産を保護し、震災時の膨大な災害復興費用の削減を図ることを目的に、長野県内全域の昭和56年以前の戸建木造住宅等の耐震診断・耐震補強について『住宅・建築物耐震改修促進事業』を実施しています。建築士会、建築物防災協会、当会の3団体で構成する長野県木造住宅耐震診断推進協議会で、平成14年度よりこれまで制度の拡充を行いながら実施して参った事業が、期間を延長して平成32年度までの事業となりました。

今年度は、簡易診断7戸、精密診断897戸、避難施設8戸
県下64市町村で実施されました。

詳細は「別表4」のとおりです。

(4) 耐震診断受託業務

一般住宅・民間建築物・公民館等の避難施設の耐震診断の申し込みがあり、受託業務として今年度は3棟の実績がありました。耐震診断及び補強提案の報告書を提出し、フォローアップとして申込者への説明を行いました。

(5) 平成28年度長野県地域住宅リフォーム推進事業

一般社団法人住宅リフォーム推進協議会の支援の基、地域住宅リフォーム推進協議会が住宅リフォーム市場の環境整備を推進する事業。中古住宅・リフォームトータルプランに基づき、住宅リフォーム及び中古住宅購入の推進を図るための減税等の住宅リフォーム支援制度や耐震リフォーム、省エネリフォーム等について、消費者への浸透に重点を置き平成28年度 消費者向け『住宅リフォームセミナー』を開催致しました。

開催日：平成28年10月30日（上田市中央公民館）

参加者：33名

(6) 「2015年改訂版 再使用の可能性を判定し、復旧するための

震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針講習会」の開催

地震発生後、被災建築物については、応急危険度判定活動が実施され、その後は次の段階として、被災建築物の所有者からの相談および業務依頼により、被災建築物の再使用の可能性を判定し、復旧するための被災度区分判定および復旧業務の迅速な実施が重要となります。

当会で平成23年度に実施した同講習会の技術者の方が5年の有効期限を迎えたこと、また（一財）日本建築防災協会による本講習テキストの大幅改訂を機に、所有者等からの依頼により被災度区分判定及び復旧に伴う設計・工事監理業務を実施する業務の内容を修得した建築士育成のため、全構造編講習を今年度2回実施致しました。

長野会場：平成29年2月22日 37名受講

塩尻会場：平成29年3月 9日 45名受講